

① 障がい者計画・第3期障がい福祉計画

障がいのある人が「自立」した生活を
住み慣れた地域で送ることができる社会の実現

『日々の暮らしの基盤づくり』

障がいのある方の地域生活を支援する福祉サービスや障がいの原因となる疾病などの予防、健康な生活を送るため、必要な医療などに関わる施策を紹介します。

▼ 生活支援 ▲

○障がいの種類や程度にかかわらず、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援体制を充実させます。相談支援事業などを通して、障がいのある方やその家族などのニーズ（要望）を把握します。また、障がい者地域自立支援協議会を中心に事業者などと連携し、多様なニーズに合わせた障がい福祉サービスを提供する基盤を確保します。

○障がいのある方やその家族などが必要なサービスを利用できるように、「障がい者総合支援センター」「チップ」を核に事業者や関係機関などとの連携を強め、相談支援や情報発信の体制を充実させます。

○障がいのある方が地域の中で安全に暮らせるまちづくりを進めるため、障がいのある方に対応した住まいの確保や住宅のバリアフリー化などに取り組みます。

○国や北海道などと連携し、虐待防止の啓発を行います。また、虐待があったときの対応などの体制を整備し、障がいのある方の権利を守る体制を充実させます。

▼ 保健・医療 ▲

○身近な地域で安心して医療やリハビリ

ご存じですか？ 障がい者総合支援センター「チップ」



障がい者総合支援センター「チップ」では、3人のスタッフが障がいのある方から生活相談などを受け付けています。

【主な活動内容】

- 日常生活を送る上での悩みや困りごと（障がい福祉サービスのこと、年金のこと、就職のこと、余暇の過ごし方など）の相談受付と情報提供
 - 学習会や講演会の開催による障がいのある方や家族の活動支援
- ※市内にお住まいの障がいのある方とその家族の方が対象で、相談は無料で受け付けています。気軽に相談してください。

障がい者総合支援センター「チップ」
(総合福祉センター3階)
☎(27) 2 2 1 0

テーションを受けられるよう医療費の負担を軽減します。また、脳性まひなど先天性の疾患がある方の身体機能を維持・向上させるため、機能訓練を充実させます。

○健康診査、各種がん検診、保健指導の実施など、成人保健対策を総合的に進め、障がいを起こす原因となる疾病の発症や重症化の予防につなげます。

○乳幼児健診や訪問指導などによる障がいの早期発見と相談体制を充実させ、個々の障がいの程度や状態にあわせた療育などにつなげます。

『住みよい環境の基盤づくり』

道路・建物などのバリアフリー化や多様な移動手段の確保、防災体制の強化などに関わる施策を紹介します。

○すべての方が快適に暮らせるよう、住

『相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり』

宅、公共施設、道路、公共交通、公園緑地などのバリアフリー化を進めます。

○障がいのある方がさまざまな活動に参加できるように、運転免許の取得や家用車の改造を支援します。また、関係機関や事業者と連携し、公共交通の利便性の向上に取り組みます。さらに、福祉サービス利用券の支給などの取り組みにより、障がいのある方の移動手段を確保します。

○災害時の安否確認に利用する「災害時要援護者名簿」を定期的に更新します。また、避難所の環境整備など、災害が発生したときに要援護者の避難や避難所での生活を支援する防災体制を市民との協働により強化します。

一人ひとりの生活の場面に合わせた支